## 生物遺伝資源提供同意書(MTA) 記入例

内容に同意いただける方は、赤字部分に記入し、<mark>必ず全文が1ページに収まるように2部印刷</mark>した上で、それぞれに押印して お送りください。こちらで押印の上1部は保存し、1部は返送いたします。研究機関以外の方で、機関名、利用責任者等、該当し ない部分は空欄でかまいません。青字部分は提供機関で記入する部分です。

ナショナルバイオリソースプロジェクト アサガオの代表機関である国立大学法人九州大学大学(以下「代表機関」という。)と

利用者名 (以下「利用者」という。) は、代表機関が利用者にアサガオまたはその近縁種の野生種・突然変異系統(代表機関固有の系統番号として特定されるものであり、また由来する産物を含むものとする。以下「本件リソース」という。) を提供するにあたり、次の事項に同意する。

本件リソース: 申込書に記入いただいた系統のうち、提供可能な系統をこちらで記入いたします。 Q007, Q0426, Q0606 等

- 1. 代表機関は、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源(バイオリソース)の提供を行っている。
- 2. 利用者は、分譲を受けた研究材料を下記に記載された学術研究・教育目的のためにのみ使用し、商用または営利目的に使用してはならない。

利用目的: 具体的な利用目的を記入してください。例:「アサガオの花成制御機構の研究」 「変化アサガオの鑑賞・育種」 など

利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる目的で利用するときは、事前に代表機関に連絡する。

- 3. 利用者は、本件リソースを、ヒト(治療、診断、飲食物、その他)に直接使用してはならない。
- 4. 利用者は、本件リソースの利用に当たって代表機関カタログおよびホームページに掲載されている次の条件を遵守する。寄託者の承諾を必要とする場合、利用者は「提供承諾書」により事前に寄託者の承諾を得なければならない。 <u>提供系統に関して、寄託者からの条件はありません</u>
- 5. 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際はMaterials and Methods 等に、本件リソースが日本医療研究開発機構ナショナルバイオリソースプロジェクトを介して、代表機関から提供されたことを明示する。 [英文例: QXXX(系統番号) was provided by the Morning glory stock center of Kyushu University with support in part by the National Bio-Resource Project of the AMED, Japan. ] また、利用者はその発表の写しを代表機関へ送付する。代表機関は、事業の成果としてそれを公表することができる。
- 6. 利用者は、提供にあたって発生する経費を負担することとする。また輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。
- 7. 本同意書は、本件リソースに関する所有権の移転、商業的ライセンスを含むその他の実施権等を利用者へ与えるものではい。
- 8. 本件リソースは、利用者と2項記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。また、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。
- 9. 利用者が分譲を受けた研究材料を使用して発明した場合において、その発明にかかる権利は、原則として代表機関及び利用者の共有とし、権利の持ち分については両者で協議し、合意の上決定する。
- 10. 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任によって対応する。ただし、代表機関の故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
- 11. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。
- 12. 本件リソースは、関連する我が国の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成 15 年 法律第 97 号)等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、利用者が当該法令に従ってその手続きをしなければならない。
- 13. 本件リソースの提供における輸送段階での事故処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。
- 14. 利用者が本同意書に違反したとき、代表機関は、以後、利用者による本件リソース及び代表機関の他のリソース利用を停止することができる。
- 15. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により、同意書2通を作成し、代表機関、利用者それぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日 (提供機関で記入します) [利 用 者] 「代表機関 機関名: 九州大学大学院理学研究院生物科学部門 機関名・会社名: 博多大学 農学部 園芸学科 花卉園芸学講座 アサガオバイオリソースプロジェクトセンター 住 所: 〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1 住 所: 〒819-0395 福岡市西区元岡744 利用者: 朝顔 三郎 囙 プロジェクトリーダー・講師 仁田坂 英二 利用責任者:朝顔 次郎 (該当者がいない場合は空欄) 印 機関長:理学研究院長 中田 正夫 印 機関長: 朝顔 太郎 (該当者がいない場合は空欄) 学生、研究員の方は研究室の代表者、 押印を忘れないようにしてください。機関長は 主任研究者等 (PI) の名前を記入し 公印をお願いします。 てください。 申込番号 (